



# 「リユース等の促進に関するロードマップ」の 推進に向けて

環境省  
令和8年3月



---

# 優良事業者ガイドラインの検討に向けて

---

# 優良事業者ガイドライン検討の背景・目的

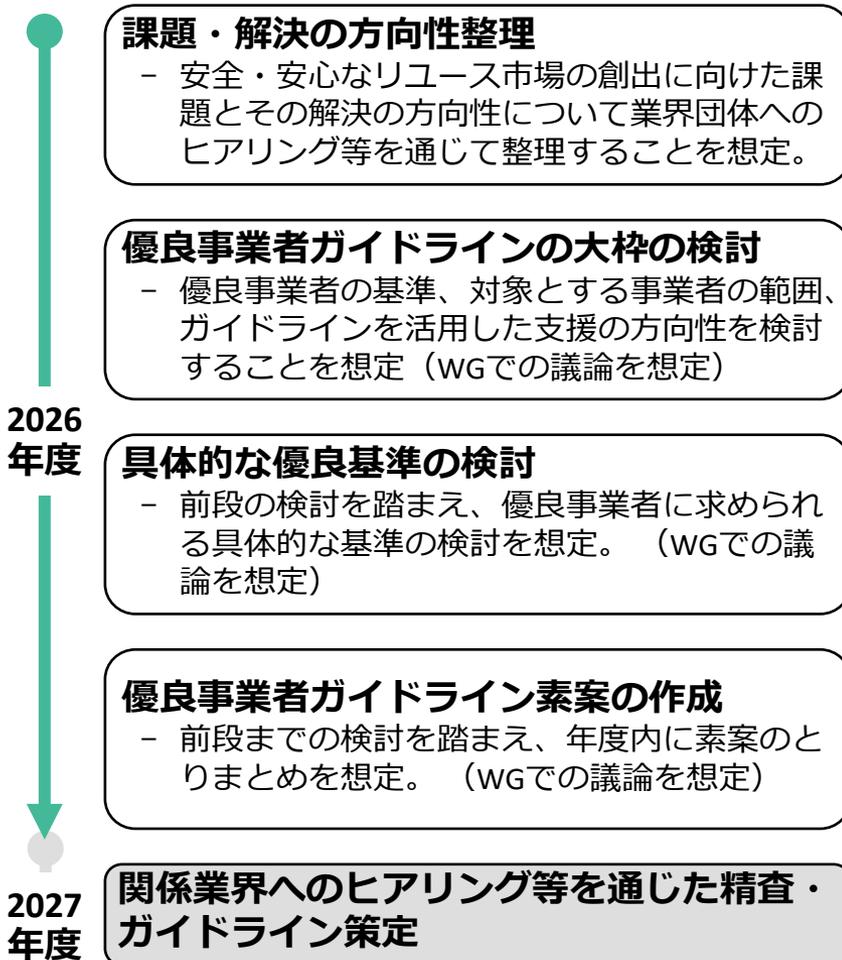
- リユース業界において優良事業者の取組が適切に評価される仕組みが無く、また、不適正な事業者の存在がその信頼性を低下させていると考えられる。
- そこで、安全・安心なリユース市場の創出に向けて、現在のリユース業界を取り巻く実態等及び課題等を整理し、当該課題を解消するための仕組みとして「優良事業者ガイドライン」の作成を検討する。

安全・安心なリユース市場の創出に向けた課題（仮説）	優良事業者ガイドラインによる解決の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リユース業の業態（ビジネスモデル）は多岐にわたるため、関係法令が幅広く、理解が及ばない事業者（関係法令を遵守しない不適正事業者）が一定数存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ガイドラインにおいて、対象とするリユース業の範囲を明確にしたうえで、<b>当該範囲において事業者が遵守・留意すべき法令を網羅的に整理</b>。</li> <li>■ 分かりやすさの観点から、<b>どの業態の事業者がどの場面で法令遵守を意識すべきか</b>を取りまとめ、関係事業者の理解を促すことを想定する。 ※意図して法令を遵守しない事業者については別に対応。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費者の安心・安全のために行われるべき工夫が業界内で広く浸透・評価されていない。</li> <li>■ また、法令遵守を除いて、どのような工夫が行われるべきか、統一的な見解も広まっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特に<b>消費者が不安を感じる要素</b>（法令・コンプラ遵守、買取・販売価格の妥当性、保証・サポート体制、購入・販売製品の管理・トレーサビリティ等）<b>ごとに、消費者の安心・安全のために行われるべき取組等を整理</b>するとともに、<b>優良事業者基準を整理</b>することを想定。</li> </ul>

# 優良事業者ガイドライン検討の進め方（案）

- 優良事業者ガイドラインは、以下方向性で検討していくことを想定。
- 具体的な内容に関する検討は、別途設置するワーキンググループで実施することを想定。

## 検討の進め方（案）



## 優良事業者ガイドラインの大枠 検討時の主な論点

- **論点1：優良事業者の基準**
  - 主に「法令遵守」、「消費者の安心・安全に向けた工夫の実施状況」、「企業ガバナンス」、「企業の財務状況」等が基準になると想定。
  - 基準の方向性等は、国が他に実施する認定事業・ガイドライン策定の事例や、既存のリユース業界団体の自主取組み等も参照しながら検討することを想定。
- **論点2：対象とする事業者（業態・取扱品目）の範囲**
  - 主に消費者と直接かかわりのある業態であるリユースショップ（買取・販売）、フリマアプリ等を想定。BtoB事業者の扱い等は要検討。
  - 事業者が取り扱う品目の範囲についても検討を想定。
- **論点3：ガイドラインを活用した支援の方向性**
  - ガイドラインを活用してどのような支援を行うのか（認定事業の実施、違法行為の周知徹底等）を検討。
  - ガイドラインの活用においても、他の既存事例等を参考とすることを想定。

- 国は、これまでも特定業界において、業界全体の健全化や利用者の安全確保、不適切な事業者の排除等を念頭に、認定事業の実施、ガイドラインの策定を行ってきた。他の事例における基準の設定などは参考になると考えられる。

### ＜国が他に実施する認定事業・ガイドライン策定の事例（一部）＞

※赤字の取組は次頁で基準等の詳細を紹介

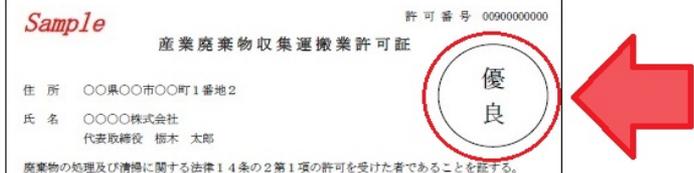
取組	実施主体	概要
優良産業廃棄物処理業者認定制度	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>優良な産業廃棄物処理業者を評価し、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的</u>に平成22年の廃棄物処理法改正により創設。</li> <li>■ 認定を受けた優良認定業者に対して、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備している。</li> <li>■ 優良基準としては、①<u>遵法性</u>、②<u>事業の透明性</u>、③<u>環境配慮の取組</u>、④<u>電子マニフェスト</u>、⑤<u>財務体質の健全性</u>の5つの項目で設定。</li> </ul>
脱炭素アドバイザー資格制度認定事業	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業の脱炭素に向けた取組に関して、専門的なアドバイスを行うことのできる人材を育成していく観点から、アドバイザーが取得すべき知見等の教育及び資格試験等を提供する事業者（<u>資格事業者</u>）が提供する資格制度を、<u>環境省がガイドラインに基づき認定する事業</u>。</li> <li>■ 脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドラインでは、<u>資格事業者の適格要件、認定の申請に係る要件、認定の対象となる資格制度の要件等</u>が明記されている。</li> </ul>
職業紹介優良事業者認定制度	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職業紹介事業の健全な競争と求人者と求職者の適切なマッチングの促進を図ることを目的に創設され、一定の基準を満たした事業者を認定する制度。</li> <li>■ <u>直近2年間の実績が一定以上であること、誓約事項7項目・申告事項9項目すべてを満たすことが申請要件</u>となっており、そのうえで、<u>必須基準(20項目)を全てクリア</u>すること、<u>基本基準(11項目)を9項目以上クリア</u>することで認定される。</li> </ul>
優良派遣事業者認定制度	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 派遣業界全体の質的向上と適切なマッチングの促進を目的に平成26年度に創設され、法令遵守を前提として、派遣労働者のキャリア形成支援などにおいて一定の基準を満たす派遣事業者を優良派遣事業者として認定する制度。</li> <li>■ 9つの申請要件を満たしたうえで、認定基準（一部の法令以上の取組みを含む全81項目）を満たすことで認定される。</li> </ul>

(出所) 1 環境省HP (<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>) (2026年2月23日最終閲覧) 2 環境省「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」(2023)

3 厚生労働省「令和7年度版職業紹介優良事業者認定制度」<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/001129850.pdf>

4 厚生労働省委託事業 優良派遣事業者認定制度HP (<https://yuryohaken.info/>) (2026年2月23日最終閲覧)

## 事例① 優良産業廃棄物処理業者認定制度（環境省）



<産業廃棄物に関する許可証に記載される優良マーク>

### ■ 優良基準

#### ● 遵法性

- 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

#### ● 事業の透明性

- 法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

#### ● 環境配慮の取組

- ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

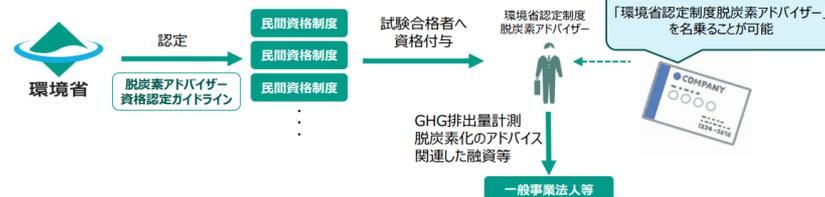
#### ● 電子マニフェスト

- 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

#### ● 財務体質の健全性

- ①直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
- ②次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。
  - ✓ イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。
  - ✓ ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
- ③直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。
- ④産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

## 事例② 脱炭素アドバイザー資格制度認定事業（環境省）



<脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業（イメージ）>

### ■ 資格事業者の適格要件

- 資格事業者として不適格とみなす事項を規定
  - 禁錮刑等の執行から2年を経過しないもの
  - 暴力団員等がその事業活動を支配するもの・等

### ■ 認定の申請に係る要件等

- 資格事業者に関する要件
- 資格制度の運営状況に関する要件・等

### ■ 認定の対象となる資格制度の要件

- 資格制度における資格類型を3つに区分
  - 「環境省認定制度 脱炭素シニアアドバイザー」
  - 「環境省認定制度 脱炭素アドバイザー アドバンスト」
  - 「環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック」
- 類型別に求められる知識等の水準を規定
  - 気候変動対策の重要性に関する理解
  - 排出量算定に関する理解
  - 減目標、計画、実施に関する理解
  - 情報開示に関する理解
- その他、研修や資格付与試験等についても規定

(出所) 1 栃木県「優良産廃処理業者認定制度について」(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/yyuuryou-sinnsei.html>) (2026年2月23日最終閲覧) に掲載された画像を参照し、その一部を掲載

2 環境省HP (<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>) (2026年2月23日最終閲覧)

3 環境省「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」(2023)

- リユース時に消費者が安心・安全に利用できるよう、事業者及び従業員の質の向上を目的に、一定の基準を満たした事業者等を認定する制度や取組が既に実施されている。

### <リユースの信頼性向上に向けた既存の取組（例）>

※次頁以降で各取組を紹介

取組	実施団体	概要
① JRO認定事業者養成講座	一般社団法人日本リユース機構（JRO）	リユース事業を営む事業者及びその従業員を対象として、古物取引の実務に必要な知識の普及と優良事業者の育成を目的とした、古物取扱主任者講座を開設。試験に合格したのものには、「JRO認定事業者証」資格証を発行している。
② リユース検定	一般社団法人日本リユース業協会（JRAA）	リユース営業に必要な知識を備えた人材の育成を通じて、消費者が安心して利用できるリユース業界の健全な発展に貢献することを目的に「リユース検定」を実施し、「リユース営業士」として認定している。
③ リユース事業に関するガイドラインの制定	一般社団法人日本リユース業協会（JRAA）	催事買取（イベント買取）や出張買取におけるトラブル、店頭の掲示物や広告物における消費者が誤認しやすい表示等に関して協会独自の遵守事項を会員企業・弁護士法人と共に制定。定期的な啓発を行い市場の透明性・健全性を高める活動を実施。
④ JRCA中古用品販売事業者認証店ガイドライン	ジャパン・リサイクル・アソシエーション（JRCA）	消費者が中古用品をより安全に安心して購入・使用できるようにするため、安全な中古用品の販売に努めている中古品販売事業者を自律的に認証することができるよう、「JRCA中古用品販売事業者認証ガイドライン」を策定・公表。
⑤ かながわりユースショップ認証制度	神奈川県	県民がリユース品の売却や購入にあたって、安心してリユースショップを利用できるよう、基準等を満たしたリユースショップを「かながわりユースショップ」として認証している。

※ 上記の他にも、（一社）日本ITAD協会による情報機器のリユース品の取扱いに適切な対応をしている事業者を認定する「ITAD事業者資格認定（リユース）」、（一社）リユースモバイル・ジャパンによる「リユースモバイル事業者認証」等、個別のリユース品に特化した認定・認証事例等も存在。

- （出所） 1 一般社団法人日本リユース機構 HP（<http://jrolicense.org/>）（2026年2月23日最終閲覧）  
 2 一般社団法人リユース業協会 HP（<https://www.re-use.jp/kentei/>）（2026年2月23日最終閲覧）  
 3 リユース促進に向けた懇談会（第1回）一般社団法人リユース業協会「日本リユース業協会の取り組み紹介」  
 4 ジャパン・リサイクル・アソシエーション HP（<http://www.jrca-reuse.com/info6.2.html>）（2026年2月23日最終閲覧）  
 5 神奈川県HP（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537425/index.html>）（2026年2月23日最終閲覧）

## 事例① JRO認定事業者養成講座（JRO）


 一般社団法人  
日本リユース機構


 JRO リユース認定事業者養成講座

## ■ 目的

- 古物取引の実務に必要な知識の普及と優良事業者の育成。

## ■ 講座の概要

- 古物営業法、特定商取引法、廃棄物処理法等の関連法規の概要や、各種法令に関連して必要となる書類の作り方等の実務等が学べる。講座の後に実施される試験に合格したものに対して「JRO認定事業者」資格証を交付。

## &lt;カリキュラム&gt;

- ① 物営業法の実務（eラーニング）
- ② 特定商取引法の実務（対面）
- ③ 廃棄物処理法の実務（対面）
- ④ 認定事業者実務講習（対面）

## ■ 認定のメリット（インセンティブ）

- 法令遵守の体制が整った事業者の証である「JRO認定事業者」であることが、JROから各地方自治体やJRO業務提携先等に推薦する際の条件となっている。

## 事例② リユース検定（JRAA）



&lt;リユースハンドブック表紙&gt;

## ■ 目的

- リユースショップ営業に必要な知識を備えた人材の育成を通じて、消費者が安心して利用できるリユース市場の形成とリユース業界の健全な発展に貢献する。

## ■ 認証の対象品目と店舗

- 「リユースハンドブック」の内容の理解度を問う検定試験を実施。合格者に対して、「リユース営業士」の資格を授与。

## ■ リユースハンドブックの概要

- 内容は「古物営業法」を中心に、「個人情報保護法」、「製造物責任法」、「資源有効利用促進法」、改正「特定商取引法」などの関連法規の基本知識や留意すべき事項などを実務の流れに沿って解説するもの。

## &lt;目次&gt;

1. リユース業の意義
2. リユースショップを営むための基本事項
3. リユースショップ営業の実務
4. 取引の信頼性を高める営業、コンプライアンス（法令遵守）営業
5. 特定の商品を取り扱う場合の注意
6. 資料

### 事例③ リユース事業に関するガイドラインの制定（JRAA）

#### ■ 目的

- リユース市場の透明性及び健全性を高めるため。

#### ■ 催事買取についての遵守事項

- 古物商許可の標識掲示、行商従業者証携帯
- 単品での査定額提示を基本とする（※ただし、低単価商材の場合はまとめ提示も可）
- 査定表控えのお渡しの徹底
- 開催主の連絡先電話番号の明示
- 無理な勧誘、強引なチラシ配布の禁止
- 事前配布広告物に記載の営業時間厳守
- 実施店舗が定める各種ガイドラインを遵守

#### ■ 出張買取についての遵守事項

- **1 飛び込み勧誘(不招請勧誘)の禁止**
  - お客様から出張査定・買取の申込を受けた場合に限り、実施する。
  - 出張先においてお客様から査定・買取の依頼を受けた場合に限り、実施する。
- **2 事業者の名称・訪問目的等の明示**
  - 会社概要が記載されたパンフレット、査定員の名刺、行商従業者証等を提示するなど、事業者の名称、訪問目的等(売買契約の締結について勧誘する目的である旨、当該勧誘にかかる物品の種類)を明示する。
- **3 再勧誘・迷惑勧誘の禁止**
  - お客様から売却を断られた場合は、再度の勧誘は行わない。
  - お客様を威迫し、困惑させるような言動、事実不告知・不実告知は行わない。
- **4 書面の交付**
  - 契約締結の際には、法定書面(契約書、クーリング・オフの書面)の控えを書面(消費者の承諾がある場合は電子も含む)にてお渡しする。
- **5 クーリング・オフ**
  - 買い取った商品は書面交付日から8日間保管し、クーリング・オフの申出があった場合はすみやかに返還する。
- なお、適用除外物品(特定商取引に関する法律施行令第34条で規定する物品の具体例)に関する出張買取の場合は、古物営業法に基づき、行商従事者証の提示(お客様から求められた場合)、お客様の本人確認、書面の交付(クーリングオフに関する記載のないもの)を行う。また、適用除外(特商法58条の17)態様に該当する場合は、上記1~4(但し、「4.書面の交付」は、クーリング・オフに関する記載のないものを交付)を行う。

※出張買取の定義:事業者がお客様の自宅等に訪問して、その場で物品を査定し、現金又は後日振込にて買取する取引(商品を一度預かって査定を行う「預かり査定」は含まれない)。

(出所) 1 リユース促進に向けた懇談会（第1回）一般社団法人リユース業協会「日本リユース業協会の取り組み紹介」

2 一般社団法人リユース業協会 HP (<https://www.re-use.jp/wp-content/themes/reuse/assets/pdf/%E3%80%90%E8%B3%87%E6%96%99%E3%80%91%E5%82%AC%E4%BA%8B%E8%B2%B7%E5%8F%96%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AE%E9%81%B5%E5%AE%88%E4%BA%8B%E9%A0%85.pdf>) (2026年2月23日最終閲覧)

3 一般社団法人リユース業協会 HP (<https://www.re-use.jp/wp-content/themes/reuse/assets/pdf/%E5%87%BA%E5%BC%B5%E8%B2%B7%E5%8F%96%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E9%81%B5%E5%AE%88%E4%BA%8B%E9%A0%85.pdf>) (2026年2月23日最終閲覧)

## 事例③ リユース事業に関するガイドラインの制定（JRAA） ※つづき

## ■ 誇大広告の禁止における遵守事項

## ● 基本要項

- 公序良俗に反していないこと
- 反社会的勢力や犯罪を肯定し、又は、助長するような表現を避けること
- WEB広告、ペイドメディア媒体等における表現も本ガイドラインを遵守すること
- 資本関係のない企業について、許可なく掲載を行わないこと

## ● 商標権利者、著作権権利者への配慮

- ショッパーや箱、ロゴの無断使用を行わないこと
- 商標権所持者作成の広告物の無断使用を行わないこと
- 広告主を明示する（アライアンスの際）こと
- 不正品（模造品・盗品）に対する表現を行わないこと

## ● 買取価格における表現

- 掲出する買取価格例は取引実績日時を必ず明示すること
- 掲出した価格と乖離する可能性があることを必ず明記すること

## ● 価格表示、販売方法における表現

- 価格表示は、消費税相当額を含んだ総額表示方式とすること
- 二重価格表示は、元の価格の根拠が明確であること、また、期間、数量等の制限がある場合は、その事項を併せて表記すること
- 「投げ売り」、「特売」、「早い者勝ち」等、契約を急がせる表現でないこと（「先着順」は手続きの説明のため、該当しない）

## ● 口コミに対する誘発及び対価の支払

- 口コミを条件としたインセンティブ、例えば、「口コミを書いたらクーポンを差し上げます」、「口コミを書いたらお会計から10%割引」といったキャンペーンは実施しないこと  
※上記はプロモーションとして定義し、「広告」という文言を必ず使用すること
- 口コミを利用して競合他社、商標権利者及び利用者等への不利益を与えないこと

## ● 過剰表現、その他誤解を与えかねない表現

- 「日本初」「業界初」「満足度No.1」「当社だけ」等の誇大表現になりかねない表記は、専門機関やメディアによる調査結果等の根拠を明示すること
- 根拠のない「完全」「確実」「絶対」「100%」等、故意に誤認を誘う表現をしないこと  
※自社及びグループ会社等による業界及び他社情報を含む調査結果は不可  
※専門機関やメディアによる調査結果の掲出は可能

(出所) 1 リユース促進に向けた懇談会（第1回）一般社団法人リユース業協会「日本リユース業協会の取り組み紹介」

2 一般社団法人リユース業協会 HP (<https://www.re-use.jp/wp-content/themes/reuse/assets/pdf/%E8%AA%87%E5%A4%A7%E5%BA%83%E5%91%8A%E3%81%AE%E7%A6%81%E6%AD%A2%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E9%81%B5%E5%AE%88%E4%BA%8B%E9%A0%85%E5%88%B6%E5%AE%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf>)（2026年2月23日最終閲覧）

## 事例④ JRCA中古用品販売事業者認証店ガイドライン（JRCA）



&lt;認証マーク&gt;

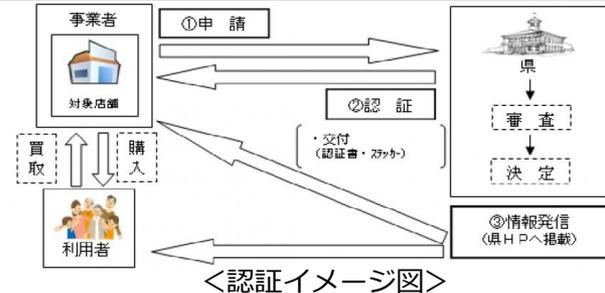
## ■ 目的

- 消費者が中古用品をより安全に安心して購入・使用できるようにするため。

## ■ ガイドラインの概要

- 一般消費者に対して中古販売事業者が行う販売前の製品検査及び体制、販売後に提供するサービス等について規定するガイドライン。
- ガイドラインを遵守する事業者はJRCAから認証され、JRCA標識（認証マーク）が交付される。
- 対象品目は、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に指定されている品物（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、ブラウン管テレビ、エアコン）、その他中古品。
- 中古品販売事業者は、**点検行為や清掃行為等を確実に実施した中古品を販売しなければならないこと**、また、中古品販売事業者自らが販売した製品で**製品事故が発生した場合**には、**事故情報を製造事業者又は輸入事業者に知らせることを一般原則としている**。
- その他、**仕入れ先及び販売先の管理（マニフェスト）、点検行為等責任者の配置、取扱説明書の添付、付属品の添付、保証書の添付等を規定**。

## 事例⑤ かながわりユースショップ®認証制度（神奈川県）



## ■ 目的

- リユースの促進を目的に、県民がリユース品（中古品）の売却や購入にあたって、安心してリユースショップを利用できるように実施。

## ■ 認証の対象品目と店舗

- 県が指定する区分の品目（衣類、自転車類等）を取扱う中小企業者が県内でリユース品の売買を営む店舗

## ■ 認証の基準

- 店舗情報**（住所、電話番号、営業時間、定休日）や、**販売するリユース品の状態**（キズや故障の有無、付属品の有無、保証の有無）、**買い取るリユース品の条件に関する情報の提供が行われていること**。
- 利用者からの**相談や苦情に対し適切に対応**できること。
- 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するなど、利用者から知り得た**個人情報が適切に取り扱われていること**。
- リユース業者が**引き続いて営業できる経理的基礎を有していること**。
- 開店から引き続いて3年を超えて営業していること。ただし、かながわりユースショップを運営するリユース業者が現に運営する店舗についてはこの限りではない。
- 過去に認証の取消しを受けている場合、取消しを受けてから5年を経過している店舗であること。

- 平成25年度、26年度の環境省事業を通じて、リユース業界に関する環境関連法及び環境関連法以外の関係法令の整理がされてきた。
- 次年度以降の検討では、これまでの検討をベースとしつつ、最新のリユースの実態等を踏まえて、追加的な要素の検討等も行うことを想定する。

### <これまで整理されてきたリユース関連法>

環境関連法		循環基本法
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
		資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
		特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
		その他
環境関連法以外の関係法令	犯罪防止	古物営業法
		犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）
	取引の適正化	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）
		特定商取引に関する法律（特定商取引法）
		不正競争防止法
		消費者契約法
	その他	個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）
		製品安全のための規制への対応に関する法律等（電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）

(出所) 1 環境省「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理 (Ver.1.0)」(2013) (<https://www.env.go.jp/content/900532866.pdf>)

2 環境省「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」(2014) (<https://www.env.go.jp/content/000038892.pdf>)

3 手塚一郎「リユースと法律——リユース事業者との関係を中心に——」(廃棄物資源循環学会誌, Vol.36, No.5, pp.387-394, 2025)

## ご意見・議論いただきたい事項

- 「優良事業者ガイドライン検討の進め方（案）」（スライド4）についてお気づきの点やご意見があればいただきたい。
- また、優良事業者ガイドラインの大枠を検討するにあたって論点となる「優良事業者の基準」、「対象とする事業者の範囲」、「ガイドラインを活用した支援の方向性」について、現時点でご意見があれば、ご議論をいただきたい。

---

# リユース先進自治体について

---

# 「リユース先進自治体の拡大」に向けた検討方針

- 自治体でのリユース推進を目的に「リユース先進自治体の拡大」を推進する。具体的には令和9年度までに以下の取組を実施する。
  - 自治体への調査（先進的取組、阻害要因の把握等）
  - 自治体の率先した不用品のリユース促進方法の検討
  - 自治体のリユースに関する取組の評価方法の検討
  - リユース先進自治体を特定する枠組みづくり
  
- リユース先進自治体の拡大に向けて、令和8年度に「自治体への調査（先進的取組、阻害要因の把握等）」、「自治体の率先した不用品のリユース促進方法の検討」の実施を予定しており、調査・検討方針についてご意見をいただきたい。
  
- なお、自治体におけるリユースの推進を支援することを目的に、モデル実証事業の支援を実施している。令和7年度は埼玉県坂戸市が実施（スライド24、参考資料1）しており、令和8年度も以下2つの事業を実施する予定（スライド25～26、参考資料2, 3）。
  - 令和7年度補正予算 自治体による物価高騰対策に資するリユース等支援事業
  - 令和7年度補正予算 リユース等の促進に関するモデル実証事業

## 自治体の取組等調査の方針について

- 自治体がリユース事業者等と協働する取組のみならず、自治体が主導する取組についても、以下の観点等から実態を把握し、リユース先進自治体を特定する枠組みづくりのための検討の基礎資料とする。
  - 「リユース推進を計画に位置付けている」
  - 「広報・啓発・情報発信を実施」
  - 「リユース品の購入促進・排出促進に関する具体的な事業実施」
  - 「地方公共団体としてリユース品の調達推進」
  
- 実態把握方法は、毎年度実施している環境省「一般廃棄物処理実態調査」にて全国市区町村の状況を把握するとともに、令和8年度にはリユース等の取組状況に特化した詳細調査を実施することを予定する（令和4年度に実施した調査内容を参照しつつ実施）。

【自治体のリユース等の取組を把握するための調査項目（案）】

- 設問1 リユースに関する協定の締結状況について
- 設問2 ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無について
- 設問3 リユース等の促進に関する取組（概況）について

# 自治体の取組等調査項目（設問案）

## 設問1 リユースに関する協定の締結状況について

近年、リユース促進の観点から、地方公共団体が民間事業者等と協定を結ぶこと等により、効率的な回収・販売等を推進する事例が増えています。貴市区町村でのリユースの推進に向けた協定の締結の有無についてご回答ください。また、締結している場合には、その事業者・団体名、協定名及び内容についてご記載ください。

選択肢	回答欄
1. 協定を締結している	
2. 協定を締結していない	

<1. 協定を締結している> と回答した場合には下記も記載ください

事業者・団体名	協定名	内容

## 設問2 ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無について

貴市区町村の関係計画の中で、「リユース促進」を位置付けているものを全て選択してください。（複数選択可）

選択肢	回答欄
1. 一般廃棄物処理基本計画	
2. 一般廃棄物処理実施計画	
3. 環境基本計画	
4. 循環型社会形成推進地域計画	
5. その他（具体的に_____）	
6. 特に位置付けていない	

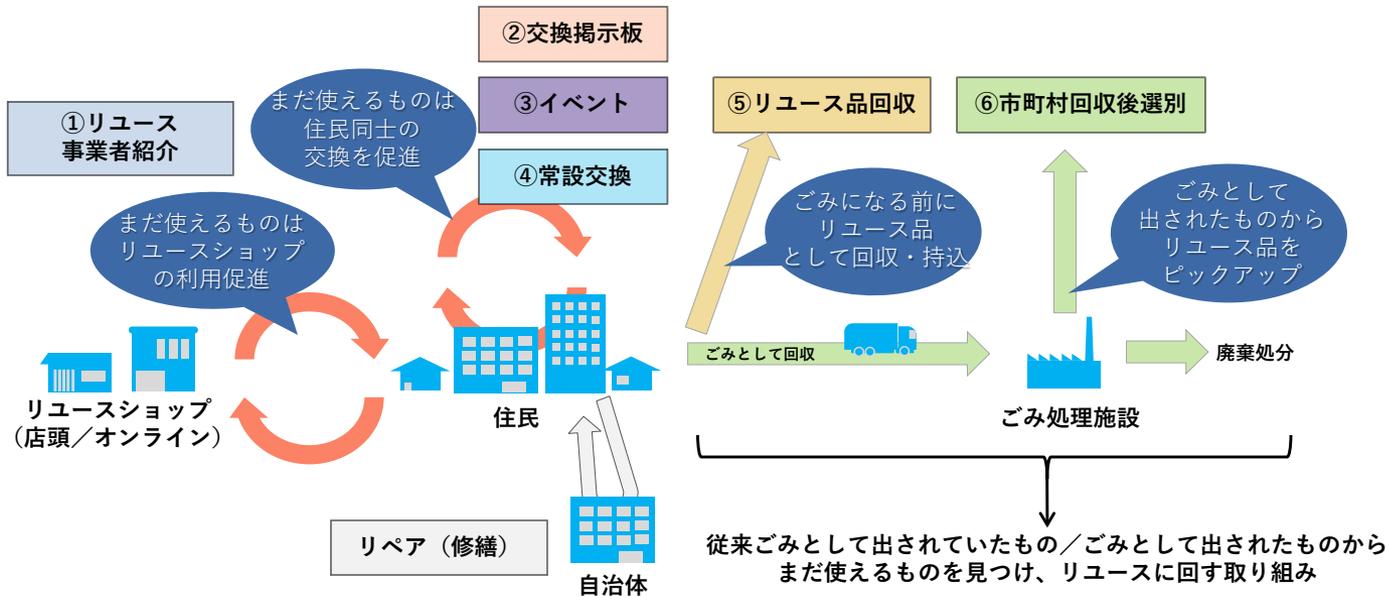
## 設問3（案） リユース等の促進に関する取組（概況）について

貴市区町村でのリユース等の促進に向けた取組について、実施している事項に○を付けてください。（項目毎に回答）

選択肢	回答欄
<b>（リユース促進に関する広報・啓発・情報発信）</b>	
1-1 広報誌、ウェブサイト等でのリユース促進に関する情報発信・啓発	
1-2 児童・子ども向けの情報発信・啓発（リユースに関する出張出前講座など）	
1-3 リユース容器（食器、カップ、びんなど）に関する情報発信・啓発	
<b>（リユース品の購入促進・排出促進を促進する具体的な施策・事業） ※次ページも参照</b>	
2-1 リユース事業者リスト方式（リユース事業者を紹介するちらしの作成、リユース事業者の斡旋など）	
2-2 交換掲示板方式（庁内やホームページに掲示版を開設し、住民同士の不要品交換・売買を仲介）	
2-3 イベント方式（フリーマーケットなど、住民同士の不要品交換を促進するイベントを開催・支援）	
2-4 常設交換方式（住民同士が不要品交換を実施できるスペースを常設）	
2-5 リユース品回収方式（リユース品として回収・持ち込まれた物品を、住民等に販売する）	
2-6 市町村回収後選別方式（粗大ごみ等として回収したものからリユース出来るものを選別・リユース）	
<b>（地方公共団体としてリユース品の調達、不用となった製品の排出）</b>	
3-1 庁内におけるリユース品の調達（オフィス用の家具等をリユース品で調達）	
3-2 庁内におけるリユース品の排出（不要となったオフィス用の家具類をリユース品として譲渡・販売）	
3-3 グリーン購入法に基づく調達方針にリユースが位置付けられている	
<b>（その他（リユース等の促進に関連する取組））</b>	
4-1 リペア・修繕の推進（リペア・修繕する拠点の整備、実施団体等への支援）	
4-2 主催等するイベント等でのリユース容器（食器、カップ、びん等）の利用	
4-3 その他（具体的な内容：_____）	

# 自治体の取組等調査項目（設問案） 前ページからの続き

- 「リユース品の購入促進・排出促進を促進する具体的な施策・事業」の選択肢について、下記の図を参考にご回答ください。詳細は「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（令和7年4月改訂）をご参照ください。（<https://www.env.go.jp/content/000308917.pdf>）



方式	①リユース事業者紹介	②交換掲示板	③イベント	④常設交換	⑤リユース品回収	⑥市町村回収後選別
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内のリユース産業育成に繋がる</li> <li>○追加的なスペースや人員を必要としない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民同士の交流に繋がる</li> <li>○追加的なスペース・人員を必要としない</li> <li>○民間事業者の連携・協力が得られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民団体の活動の活発化に繋がる</li> <li>○住民同士の交流に繋がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民同士の交流に繋がる</li> <li>○常設スペースの有効利用に繋がる</li> <li>○住民にとって利便性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ処理量の削減に直接的に繋がる</li> <li>○売却収入を得ることができうる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ処理量の削減に直接的に繋がる</li> <li>○売却収入を得ることができうる</li> </ul>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協力的なリユース業者</li> <li>○印刷・配布用の予算確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページで掲示板設置するための予算確保</li> <li>○継続的な広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントの運営スタッフの確保（住民団体等のボランティアなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常設交換に使用できるスペースの確保</li> <li>○運営スタッフの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○回収体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ストックヤードの確保</li> <li>○人員の確保</li> </ul>
事例	東京都世田谷区 群馬県明和町 埼玉県坂戸市 岩手県矢巾町 大阪府東大阪市	東京都練馬区 神奈川県葉山町 神奈川県座間市	京都府亀岡市	愛知県武豊町 岡山県真庭市 徳島県上勝町	東京都八王子市 福島県郡山市 京都府京都市 長野県松本市 岩手県矢巾町 神奈川県川崎市	千葉県松戸市 神奈川県川崎市 愛知県蒲郡市
共通	⑦（共通）関連事業者との連携によるリユース促進					

## ご意見・議論いただきたい事項

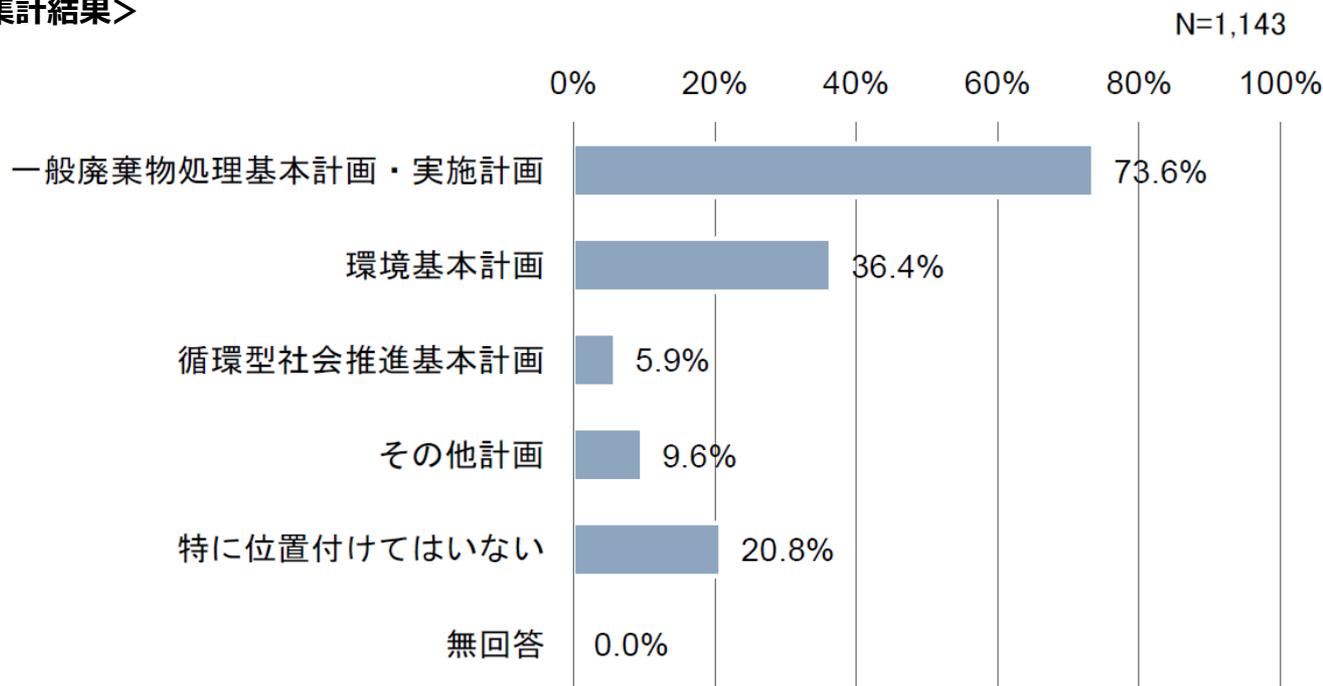
- 「「リユース先進自治体の拡大」に向けた検討方針」（スライド15）についてお気づきの点やご意見があればいただきたい。
- また、「リユース先進自治体を特定する枠組みづくり」に向けて、自治体におけるリユース等の取組状況把握のために実態調査を実施する予定であるが、調査内容・項目等について、現時点でご意見があれば、ご議論をいただきたい。

- 自治体におけるリユースの取組状況把握を目的に、環境省では「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」を実施（回答数 1,143件、回収率 65.5%）。
- ごみ処理基本計画等における位置づけについては、約8割が何らか位置づけていることが示唆された。

### 問1-1. ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無について

貴市区町村の関係計画の中で、「リユース促進」を位置付けているものを全て選択してください。（複数選択可）

#### <集計結果>



- 使用済製品等のリユース促進に向けた取組について、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」で整理された取組の分類に沿って、実施状況を調査。
- 「民間事業者等との連携」についても、実施有無を調査。  
 ※「民間事業者等」には、リサイクルプラザの運営者や事務組合等も含まれた。

## 問2-1. 使用済製品等のリユース促進に関する取組（概況）について

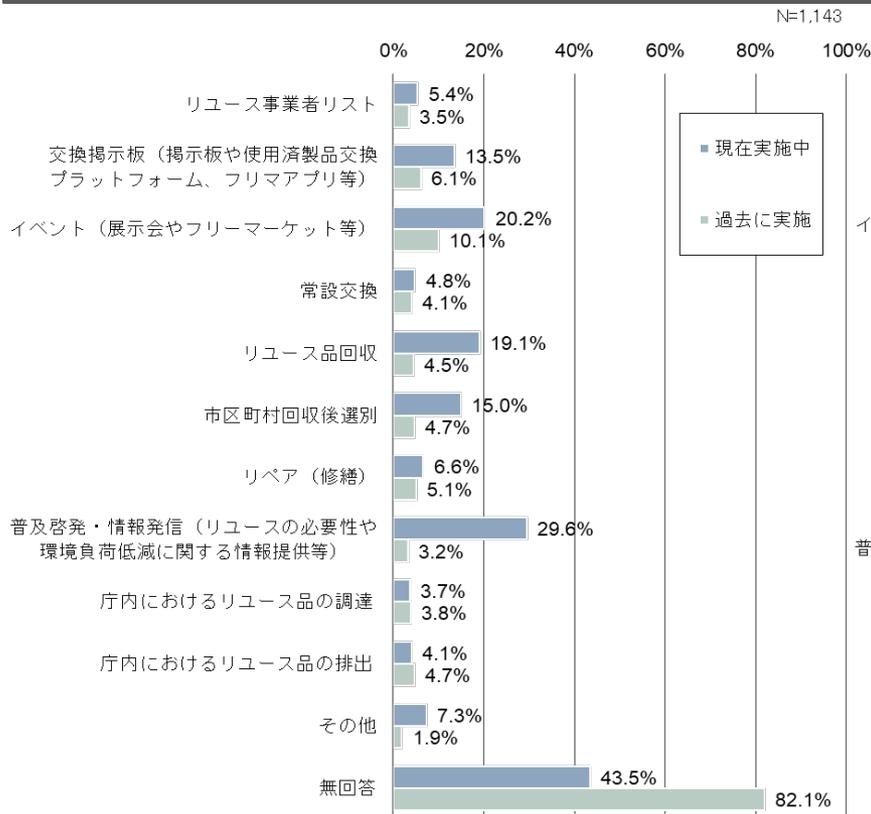
貴市区町村での使用済製品等のリユース促進に向けた取組について、該当する選択肢に○を付けてください。（項目毎に回答）

	現在実施中	過去に実施 (現在は実施していない)	民間事業者等との 連携 有り (実証事業段階の 取組を含む)
1. リユース事業者リスト			
2. 交換掲示板（掲示板や使用済製品交換プラットフォーム、フリマアプリ等）			
3. イベント（展示会やフリーマーケット等）			
4. 常設交換			
5. リユース品回収			
6. 市区町村回収後選別			
7. リペア（修繕）			
8. 普及啓発・情報発信 (リユースの必要性や環境負荷低減に関する情報提供等)			
9. 庁内におけるリユース品の調達 ※			
10. 庁内におけるリユース品の排出 ※			
11. その他 (具体的に： <input type="text"/> )			

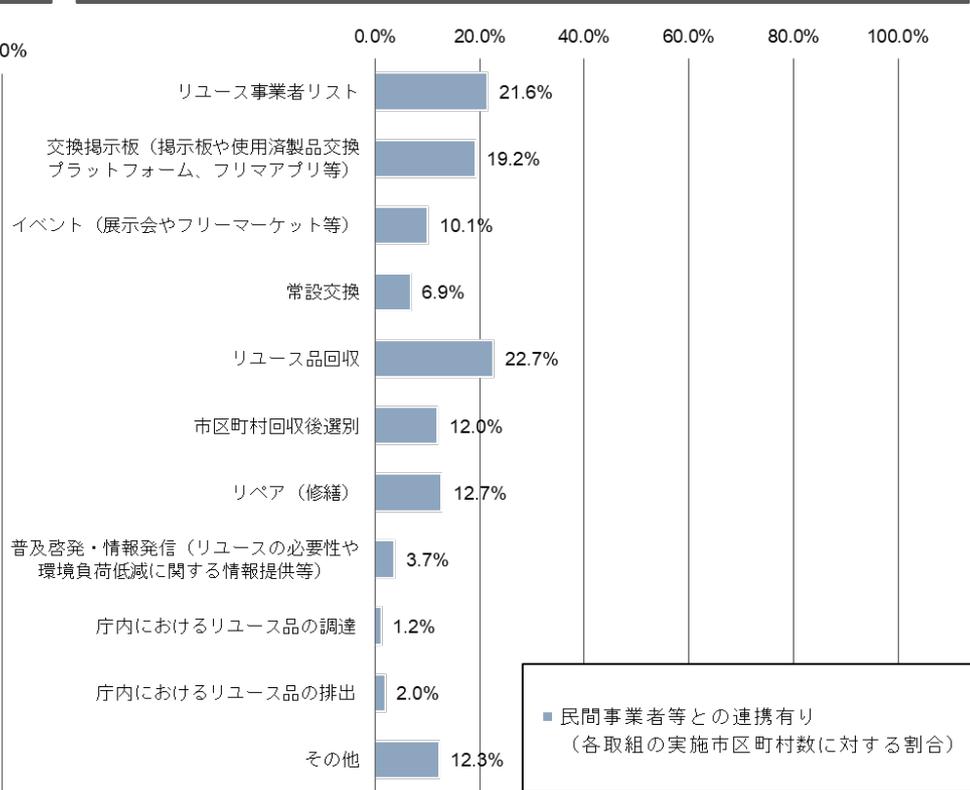
※ 市区町村自身が、中古オフィス家具類（机、椅子、棚など）といった中古・リユース品（公用車を除く）を調達、あるいは中古・リユース品として排出する取組。市区町村は住民のリユースを促進する役割を担う一方、リユースを率先して実施する主体としても期待されます。

- 「現在実施中」の取組は、「普及啓発・情報発信」が最も多く、338件（29.6%）であった。次いで「イベント」が231件（20.2%）、「リユース品回収」が218件（19.1%）であった。
- 民間事業者等との連携は「リユース事業者リスト」「交換掲示板」「リユース品回収」にて、約2割であった。

使用済製品等のリユース促進に関する取組（概況）について  
（取組別の実施状況）



使用済製品等のリユース促進に関する取組（概況）について  
（実施した市区町村における、民間事業者等との連携割合）

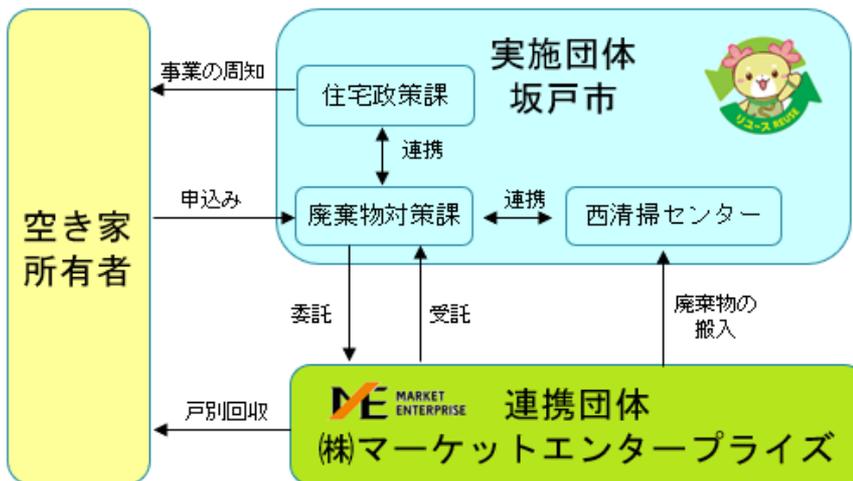


## 空き家等におけるリユース品と廃棄物の一括戸別回収（埼玉県坂戸市）

- 株式会社マーケットエンタープライズと連携し、市内の空き家において、リユース品と廃棄物の仕分けを行った上で一括回収を行う事業。
- 今後、事業の結果を踏まえ、空き家や遺品整理等、一時的に発生する家庭ごみに限定した一般廃棄物の収集運搬許可制度の創設に向けた準備を進め、「リユースのまち さかど」を目指す。

### 事業の全体像

- 1 空き家所有者、市民等への周知
- 2 訪問回収の受付
- 3 訪問回収の実施
- 4 訪問回収実施者に対するアンケート調査



### 取組の様子



家財道具回収の様子



清掃施設への搬入の様子

### 取組の成果

- 実証実績（令和7年9月～令和7年12月）
  - 受付件数：19件（うち、1件は下見のみ実施）
  - 回収量：リユース品5,870kg、ごみ25,310kg
  - 合計31,180kg（リユース率 18.8%）
- （主なリユース品）
  - 指輪・ピアス等の貴金属、ソファ・棚等の家具、掃除機・デジタルカメラ等の小型家電製品、テレビ・冷蔵庫等の家電4品目

## 【1】支援事業実施の目的

- 自治体における効果的なリユースの取組を通じて、地域内の資源循環を促進することが重要である。また、国民生活に大きな影響を与えている物価高騰に対応する必要がある。
- 本事業はこれらの観点から、自治体が主体となってリユースの取組を推進することで、**地域資源循環と生活負担の軽減の両立を目指す事業を支援する**ものである。

## 【2】支援事業の概要

申請対象	<p style="text-align: center;"><b>地方公共団体</b></p> <p style="text-align: center;">※地方公共団体が事業者や市民団体等と共同で提案することや複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。</p>
支援額及び採択件数	<p style="text-align: center;">総額 6,000 万円(税込み)、10件程度の採択を予定。</p>
事業内容及びテーマ例示	<p><b>自治体が行う物価高騰対策に資するリユース等の事業を対象とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単年度もしくは長期的に、本事業を起因とした経済効果(住民の生活費削減、不用品売却による所得増加、リユース品流通量、就労機会創出、対象世帯数に対する利用世帯の割合、アンケートによる事業の満足度等)を試算・分析した結果を最終的に報告すること。</li> <li>・ 別途公募している「令和7年度補正予算 リユース等の促進に関するモデル実証事業」への同時申請を可能とする。ただし、両公募において採択基準を満たした場合は、申請内容等を踏まえ、環境省担当官がいずれかの公募における採択を決定する。</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体施設にリユースショップを整備し、低価格または無償で住民が入手できる仕組みを構築することで、物価高騰下における生活費負担の軽減を図る事業</li> <li>・ 自治体が収集した粗大ごみや不要物からリユースが可能な物品を選別し、リユースショップやオンライン販売で地域内での資源循環を促進するとともに、廃棄物の削減を実現する事業</li> <li>・ 家具、衣類などの修理・メンテナンス拠点を整備し、使用期間を延ばすことで、廃棄抑制と生活費の節約を同時に実現する事業</li> </ul>

## 令和7年度補正予算 リユース等の促進に関するモデル実証事業について

## 【1】モデル事業実施の目的

- 令和7年度に策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」や「循環型ファッションの推進に向けたアクションプラン(仮称)」に基づき、リユース等に関する取組をより促進していく必要がある。
- 本業務では、リユース等を実効的に推進するため、地方公共団体、事業者又は市民団体等が実施する**先進的なモデルとなる事業を創出し**、その成果を広く発信することで他の地域への展開・波及を図ることを目的とする。

## 【2】モデル事業の概要

	部門Ⅰ 消費者が利用しやすい効率的なリユース品の回収に関するモデル実証事業	部門Ⅱ リユースの裾野を拡大するモデル実証事業	部門Ⅲ 衣類回収後の資源活用と事業性の確保を両立するモデル実証事業
申請対象	<b>地方公共団体、事業者、市民団体等</b> ※複数の地方公共団体や事業者等が共同で提案することを妨げない。 ※事業者又は市民団体等が応募する場合には、地方公共団体との連携を必須とする。		
支援額上限及び採択件数	1件当たり上限400万円(税込み)、3部門合計で10件程度の採択を予定。 ※部門ごとの採択予定件数は設けない。		
事業内容及びテーマ例示	消費者のリユース品の選択・購入を促進する取組や、ライフスタイルの変化に伴う機会を活用し、消費者がリユース品を円滑に手放すことができる仕組みの構築を図る事業。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引越し、遺品整理、生前整理等のリユース品が排出されやすい機会を活用した実証</li> <li>・ リユース品に保証を付け、信頼性を向上させる実証</li> </ul>	シェアリング、リペア、リセール、リファーマビリティ等、リユースの裾野を広げる多様な取組に関する事業。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用済製品の破損箇所を修理・補強し、延命効果を検証する実証</li> <li>・ シェアリング、リペア、リセール、リファーマビリティ等の新品購入回避による、環境負荷低減効果を検証する実証</li> </ul>	主に衣類を回収する取組を対象とし、回収にとどまらず、リユースを中心に活用し、リユース困難なものも資源として有効活用しつつ、事業性を確保した事業。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体や事業者との連携を通じた受け皿の拡大・多様化に関する検討・実証</li> <li>・ 使用済衣類に新たな価値・役割を付与することでリユース衣類としての循環性を向上させるビジネスモデルの検証・実証</li> </ul>